

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

経済局工業研究所

第3 監査の着眼点

現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 2年 8月20日から令和 2年12月17日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、経済局工業研究所（以下「工業研究所」という。）で処理している事務のうち、主として令和 2年 4月 1日から令和 2年10月15日（実査日）までに執行された、現金及び金券類等の出納保管に関する事務について、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施に係る通知は、実査日に行った。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) 毒物及び劇物の適正な管理について（財産管理事務）

毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の取扱いについては、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）及び厚生労働省からの通知等により盗難、紛失防止のために必要な措置を講じることが義務付けられている。また、健康福祉局は「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」（30健環第 677号）を通知し、盗難・紛失防止措置として、頑丈な保管庫に、その他のものと区別して保管、施錠すること、保管庫の鍵の管理者を選任し、鍵の管理簿を備えること、毒劇物管理簿を備え、日常的に使用量・残量を確認することなどを指導している。

また、工業研究所では、主に試験研究において、フッ化水素酸、ベンゼン等の毒劇物を取り扱っており、その管理において、名古屋市工業研究所試薬等管理要綱（以下「要綱」という。）及び名古屋市工業研究所試薬等管理マニュアル第 1.5版（以下「マニュアル」という。）を設けて、毒劇物は施錠できる保管場所に施錠して保管すること、毒劇物の使用量及び保管量を記録簿に記載することなどを定めている。

工業研究所において、毒劇物の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 保管庫の鍵の管理について

要綱及びマニュアルには、鍵の管理者についての定めがなく、鍵の管理簿も備えられておらず、鍵の保管が当該毒劇物の取扱者（各職員）個人に任されていた。

イ 保管場所の管理について

鍵をかける設備がない保管庫で保管されている毒劇物があった。

ウ 在庫管理について

マニュアルに基づき作成している毒物等保管・使用記録簿又は劇物保管状況記録簿について、納品された毒劇物の記載がされていないもの、管理責任者（課室長）による在庫・管理状況の定期確認の確認日の記載が漏れているものがあった。また、マニュアルに定められた管理責任者による在庫・管理状況の定期確認がされていないものがあった。

要綱又はマニュアルにおいて、鍵の管理に関する規定を設け、鍵の管理体制

を整備されたい。

また、要綱及びマニュアルに基づき、全ての毒劇物について、保管庫の施錠を行うとともに、毒物等保管・使用記録簿、劇物保管状況記録簿の記載及び在庫・管理状況の定期確認を適正に行われたい。

なお、工業研究所においては、イの事例については、監査期間中に全ての保管庫について鍵を設置しており、必要な措置が講じられた。